

# 職員の給与などを公表

～地方公共団体給与情報等公表システムにより各地方公共団体相互の比較等が可能に～

本市の職員の給与や定員管理の状況（平成20年度版）について、市ホームページ上で公表しています。この公表は、各地方公共団体相互の比較や分析を可能とするため、全国の地方公共団体で統一した内容となっています。総務省のホームページからは全国の状況を、千葉県ホームページからは県内の状況をご覧になることができます。

今回は、本市の平均給料月額、平均年齢など、その一部を広報紙でお知らせします。

なお、市ホームページ上で公表しているものと同じ内容の小冊子を4月中旬から配布する予定です。ご希望の方は、職員課☎(24)8928へお申し込みください。

## 【職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況】（平成20年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
銚子市	358,355円	410,685円	45.0歳	302,065円	330,202円	49.2歳
		381,985円			316,188円	
国	325,113円	387,506円	41.1歳	284,679円	320,623円	48.9歳

### ○現状と問題点 ～比較分析でわかること～

職員の多数を占める一般行政職（一般の事務職員）については、国の職員と比較して平均給料月額、平均給与月額ともに高くなっていますが、これは、本市の職員の平均年齢が3.9歳高いことが要因です。

昨年度と比較すると、国は平均年齢が0.4歳上昇し、平均給料月額が611円減少しています。これに対し、市は平均年齢が0.7歳減少し、平均給料月額が11,258円減少しています。

これらのことから、国も市も職員の給与は抑制傾向にあることがわかります。これは、平成18年度に実施された給与構造改革により、国も市も給与水準の引き下げが行われたことによるものと考えられます。

- 注1 平均給与月額とは、毎月支給される給料と手当（期末・勤勉手当および退職手当を除く）の合計額をいいます。  
注2 本市の職員の平均給与月額については、上段には注1に記載の金額を、下段には国の平均給与月額と同様の計算方法（時間外勤務手当などを除く）による金額を記載しています。  
注3 平均年齢は、10進法によるものです。

## 【給与の減額措置の実施】

本市の厳しい財政状況を勘案し、給与の減額措置を次のとおり実施しています。

区分	内容	実施期間
給料	職務の級に応じて1.5%～6%減額	平成20年8月1日から 平成23年7月31日まで
期末手当および勤勉手当	職務の級等による加算措置割合の1/2を削減	

※実施期間における手当の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額についても同様に減額しています。

### ●銚子市ホームページ

<http://www.city.choshi.chiba.jp/kyuuyo/kouhyou.html>

### ●総務省ホームページ（地方公共団体給与情報等公表システム）

[http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/j-k\\_system/index.html](http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/j-k_system/index.html)

### ●千葉県ホームページ

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a\\_shichou/gyousei/kyuyo.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_shichou/gyousei/kyuyo.html)

